

海外旅行保険パンフレット（冊子パンフ）（V0926-1）差替表

ページ	該当箇所	現行	差替後	備考
4	特約名	治療・救援費用補償特約（B） 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 指定感染症追加補償特約	治療・救援費用補償特約（B） 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 指定感染症追加補償特約 <u>特定感染症追加補償特約</u>	※下線部を追加
5	特約名	疾病死亡保険金支払特約 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 指定感染症追加補償特約	疾病死亡保険金支払特約 感染症範囲変更（感染症法準拠）特約 指定感染症追加補償特約 <u>特定感染症追加補償特約</u>	※下線部を追加
1 1	用語のご説明※3	感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症（*）、ならびに顎口虫（がっこうちゅう）をいいます。 （*） <u>新型コロナウイルス感染症等</u> 、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。	感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、 <u>新型コロナウイルス感染症（*1）</u> および指定感染症（*2）、ならびに顎口虫（がっこうちゅう）をいいます。 <u>（*1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u> （*2）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。	※補償対象となる感染症に新型コロナウイルス感染症を追加 ※新型コロナウイルス感染症が指定感染症から除外されたことに伴い削除